

總理府公文

三四

人総 第一四七一號

起 昭和三年六月一日 決 昭和三年六月一日 施行 昭和三年六月一日

内閣總理大臣

(Signature)

内閣官房長官

内閣官房次官

(Seal)

事務官

(Seal)

旭

今般總理廳事務官太田 剛退官に際し同人が中央公職適否
審査委員会事務局長として困難なる事務に当り公職資格
審査を滞りなく完了した勞苦に酬ゆるため中央公職適否審
査委員会委員に準じ別紙(案内による)感謝狀を授與すること致し
たい。

裏面白紙

裏面白紙

感謝状

太田 剛 殿

中央公職適否審査委員会事務局長として御在職中終始厳正公平且つ熱心はその任務に当られ公職資格審査をとどこおりなく終了された御勞者に対しここに衷心より感謝の意を表します。

昭和二十三年六月一日

内閣総理大臣 芦田 均

総務第一四七二号

總資第二四四号

昭和二十三年六月一日

總理廳官房監査課長

内閣總理大臣 殿

上申

今般總理廳事務官太田 剛退官に際し同人が中央公職適否審査委員
会事務局長として最も困難なる事務を熱心に且つ滞りなく完了した
る勞苦に酬ゆる為中央公職適否審査委員会委員に準じ別紙感謝狀と
共に左記の通り手当を支給致したい。

記

金壹万貳千円

總理廳事務官 太田 剛

月月

日日

分分

23 6 1
受付

131

裏面白紙

日 本 政 府

給 第 四 八 一 號

昭和二十三年六月二十二日

總理廳官房人事課長 殿

大 藏 省 給 與 局



手 当 支 給 協 議 の 件

六月一日附總人第一、四七一号で協議を受けた標記の件については
異存がない。省

大 藏

裏 面 白 紙

総人総第一四七二號

起 昭和三十三年六月十四日

定 決 昭和三十二年六月十四日

行 昭和三十二年六月十四日

事務官

二十三年六月十四日

総理廳官房人事課長

大藏省給與局長宛

手当支給協議の件

左記の者は昨年三月中央公職適否審査委員会の設置
以来その事務局長（月手当千円）として公職適否審査事

務に従事し本年五月十一日同委員会の廢止に至るまで
終始一貫最も困難な仕事を担当したのであるがその間
官吏の俸給は本年一月以降、二千九百二十円水準を以て
支給せられることとなつたので右者に対しても本年一月以降
月手当二千四百円(打切)を支給することと致したので協議
する。

支給額は一月二千円とする。
(二千四百円を指す)

記

中央公職適否審査委員会事務局長 太田 剛

裏面白紙

理由書

太田 剛

右の者は昭和六年東京帝國大学経済学部卒業后日本銀行に
 入り海外駐在参事、広島支店次長、出納局総務課長、日本銀
 行副参事を経て昭和二十一年十月日本銀行外事局総務課長と
 なった者であるが、中央公職適否審査委員会が設置せられるや昭和
 二十二年三月特に囑望され、学識経験者として同委員会の事務局局長を
 内閣総理大臣より委嘱せられ、本年五月十日右委員会官制の廃止に至
 るまで満一ヶ月の間は於て、公職に關する就職禁止、退職等に関する
 勅令（昭和二十二年勅令第一号）に基く審査事務の責任者として
 政界、経済界、官界、報道界、文筆界等、凡ゆる分野に對して
 公職資格審査を行ひ、該審査をし、實質的に終了せしめたので
 ある、その労苦は全く筆舌につくせぬものがあった。一方官吏の俸給
 は升三百円水準より千二百円水準となり、更に本年一月以降は

内閣

裏面白紙

二千九百二十円水準を以て支給せらるることとなつたが、右者に対
しても本年一月以降、月手当二千四百円を支給するをうたいたい。

(参照) 公職適否審査委員会官制 昭和三年勅令第二号

第十二條 中央公職適否審査委員会に、その事務を整理させ

るため、事務局長を置く。

事務局長に、左の職員を置く。

局長

局長は、その職務に必要と認めるときは、内閣に於いて、これを委任する。

内閣

裏面白紙

二十四百円算定の基礎

（中央の松通百審査委員全事務の算定）

- 一、太田は総理府事務官の俸給
 月手当千円を又給せしめて
 ありか当時は官吏の俸給
 一、二〇〇円水準にて又給せしめてあり
- 二、現在官吏は二九〇円水準にて又給せしめてあり
- 三、官吏の俸給の増加率は
 二、四三三倍あり

$$2920 \div 1200 = 2.433$$

- 四、千円、三、四等は二千四百円であり
- 五、従つて支給額は二十四万円の五倍（一月あたり五万円）一万二千円
 となる

内閣

裏面白紙

履歴書

太田剛

明治四十年五月二十日生

昭和三年三月	第二高等學校文科甲類卒業
〃 六年三月	東京帝國大學經濟學部卒業
〃 〃 四月	日本銀行書記
〃 〃 〃	文書局勤務
〃 〃 五月	株式局勤務
〃 八年七月	大阪支店勤務
〃 一三年七月	営業局勤務
〃 一六年一月	外國為替局勤務(伯林駐在)
〃 一七年五月	海外駐在參事附(伯林)
〃 二〇年七月	調査役
	廣島支店次長

(昭和三年四月)

昭和二十一年三月	出納局勤務
五月	出納局総務課長
八月	日本銀行副参事
十月	外事局総務課長
二十二年三月三日	中央公職適否審査委員会事務局局長ヲ委嘱ス
二十二年七月十四日	爾今月手当と給し可い 月手当千円ヲ給ス
二十二年七月十四日	總理庁事務官に任命する
二十二年七月十四日	一級に叙する
二十二年七月十四日	二十四号俸と給する
二十二年七月十四日	總理庁官房監査課長と命する
二十二年七月十四日	願に依り本官と免する
二十二年七月十四日	願に依り本官と免する
二十三年六月一日	願に依り本官と免する

陸軍

裏面白紙

(案癢)

総人数一四七一

三月三十一日

人事課長

終止局長宛

手紙と給協送の件

先に大蔵省へ提出し、又書
と同一日附に、この案を

差し換えた松橋を通知すること

先の案は癢案とする

山谷松

（おかし）

適否審査委員会

之に附随する公職

年五月十日同委

内閣 最中 困 難 存

裏面白紙

(密) 疾

給人数一四七一

二十三年六月廿五日

人事部長

給する局長宛

手紙と給協達の件

左記の者は昨年中央公職適否審査委員会

の設置以来その事務局長として困難有る公職

適否審査事務に従うに本年五月十日同委

員会の病に至るまで終始一貫最中困難な

内閣

裏面白紙

仕事を仕事終了して在る。その労苦に酬中

る為 ^特中央公職官に重要委員の任に任じ

て費のとおりに平差を支出するにこころを盡し

在協定するから ^{特別の経費を} 併せて ^{補助金} 補助金を

依つて別紙理由書を附す

一記

金壹万貳千圓

大田剛

中央公職官に重要委員の任に任じ

内閣

裏面白紙

理由書

太田 剛

右の者は昭和六年東京帝国大学経済学部卒業

后日本銀行に入り海外駐在を嘗り、広島支店次長

出納局総務課長、日本銀行副支店長を経て昭和二

十一年十月、日本銀行外務局総務課長となり、

昭和三十二年三月、中央公職適否審査委員

員会に設置せられたり、
特任嘱望され、同委員会の

委員に就任せられたり、

内閣

裏面白紙

王内閣総理大臣より子囁せられ

事務局長より 本年五月十日 右様多人官制の

痛止 其に至り来り 満一ヶ年三ヶ月の間に於て

公職に因する 公職禁止、退職禁止に因する 勅令(昭

和二十二年 勅令第一号)に基く 憲法 政界に至

清界、官界、報道 界等 凡ゆる 分野に於て

行以 公職資格 喪失 行の 後 憲法を 終り せ

め 七の 所 あり 乙 乙の 所 若 係 全く 筆 巻 につく せ ぬ

内 密

裏面白紙

統計局長

ものがある。今日日本銀行に復帰するに当り
この未曾有の事に酬ゆる為 殊に年表として
吾に式年月を給するところ致し給ひ。

(参考)

公職適否審査委員会官制

昭和二十二年勅令第二号

第十二條 中央公職適否審査委員会に、その事務を整理するにため、事務局を置く。
事務局は、左の職責を置く。
局長

内閣

局長は、其の歳経歴ある者の中から、内閣におい
て、これを要する。

内
閣

日本標準規格 JIS (十行行罫)

裏
面
白
紙

(廢定中)

人給第一四七號屬
起 昭和三十三年六月一日
案 昭和三十二年六月一日
決 昭和三十二年六月一日
行 昭和三十二年六月一日

農林省



事務官

二十三年六月一日

総理廳官房人事課長

大藏省給與局長宛

左記の者は本月一日附願に依り本官を免せられたが同人は
昭和三十三年三月改定
中央の職適否審査委員会事務局長として困難なる事務に従事し
たこと、その労苦に酬ゆる為左記のとおり手当を支給すること

目

致したいので協議する。

記

金壹万貳千円

總理府事務官 太田 剛

裏面白紙

理由書

大田剛

右者は昭和六年東京帝國大學卒業後日本銀行に入行、
 海外駐在参事、廣島支店次長、出納局総務課長、日本
 銀行副参事、を経て昭和二十一年十月日本銀行外事局
 総務課長となつた者であるが、昭和二十二年三月三日持て囀
 望されて中央公職適否審査委員会事務局長となり、今年七
 月十四日には総理廳官房監査課長とも併任、時局下最

内閣

裏面白紙

も困難なるは職道否審査事務に従事しよくその職務を完
遂したるであつてその苦勞に酬ゆる為並に民間人たる
同人に対し特にその困難なる職務に従事することを依頼し
た關係よりして特に半當として、壹万貳千円を給すること
と致したい。

内閣